小委員会交渉の概要

交渉日:令和3年7月15日(水)15時10分

場 所:第一本庁舎内会議室

出席者:当 局 労務担当部長、制度企画課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長

事項	組合主張	当局主張
2021年労働	○「2021年労働時間短縮・休暇制度の	○「2021年労働時間短縮・休暇制度の
時間短縮・休暇	改善要求書」を提出	改善要求書」、「2021年福祉関連要
制度の改善要求	○年間総労働時間を1,800時間以下と	求書」、「2021年職場環境改善要求
について	することを要求	書」を受領
	○年次有給休暇の完全取得に向けた取組の	○労働時間については、平成22年度から、
	推進し、仕事量に見合った人員配置など	それまでの原則週40時間を、週38時
	実効ある方策により、過労死ラインを超	間45分に短縮しており、民間や国・他
	える時間外労働を直ちに根絶し、超過勤	団体とも均衡しているものと認識
	務の縮減を要求	○超過勤務の縮減に向けては、新型コロナ
	○原則毎日テレワークや時差勤務の活用に	ウイルス感染症の状況も踏まえながら、
	よるオフピーク通勤の取組は、主に感染	各職場における自律的な取組を推進
	拡大防止のための時限的な対応と受け止	○ e 庶務事務システム超過勤務等管理機能
	めており、今後のテレワーク等の実施に	を新たに追加する予定であり、職員や管
	当たっては、制度利用を目的化せず、実	理職が超過勤務時間数を一層把握しやす
	施状況について労使で検証し、労使合意	い環境が整備されるものと認識
	の上で行うことを要求	○休暇制度について、介護休暇等の対象と
2021年福祉	○「2021年福祉関連要求書」を提出	なる要介護者の範囲の見直しや会計年度
関連要求につい	○妊娠・出産、育児、看護・介護、勤務軽	任用職員の母子保健健診休暇等の見直し
て	減・通院治療などに関わる制度の充実を	を行うなど、総体として充実
	図ることは、困難な事情を抱えている職	○子育て及び介護支援については、本年3
	員が働き続けるための切実な要求	月に改訂した「東京都職員『ライフ・ワ
	○特別休暇の取得等が困難な職場実態にあ	ーク・バランス』推進プラン」において、
	る交替制勤務職場では、制度利用を可能	男性職員の育児休業や、出産支援休暇及
	とする人的措置をはじめ職場環境の整備	び育児参加休暇の取得率を数値目標とし
	も併せて行う必要	て設定するとともに、職員のキャリア形
	○感染症対策の業務支援が長期化して制度	成促進をはじめとする3つの主な取組な
	利用が困難な職場も多く、速やかな対応	どにより、育児・介護等と仕事とを両立
	が必要	し活躍できる「都庁の働き方改革」を推
	○交替制勤務職場や事業所・学校職場を含	進
	めた都職員全体の「ワーク・ライフ・バ	○職場環境改善については、「セクシュア
	ランス」の推進を図り、福祉関連要求を	ル・ハラスメント防止連絡会議」を発展
	実現することを要求	させ、セクシュアル・ハラスメント、妊

事項	組合主張	当局主張
2021年職場	○「2021年職場環境改善要求書」を提	娠・出産・育児休業等に関するハラスメ
環境改善要求に	出	ント及びパワー・ハラスメントについて
ついて	○「職場におけるパワー・ハラスメントの	意見交換等を行う「ハラスメント防止連
	防止に関する基本方針」等は、本年発効	絡会議」を今年度より新設
	した「仕事の世界における暴力及びハラ	○今後実施する職員アンケートの結果や、
	スメントの撤廃に関するILO条約」を	防止連絡会議での意見交換も踏まえつ
	踏まえた実効あるものとなるよう、速や	つ、より実効性のあるハラスメント防止
	かに改善していくことを要求	対策を検討
	○あらゆるハラスメントを職場から根絶	
	し、男女差別やLGBT差別のない職場	
	づくりを進めるため、踏み込んで検討す	
	ることを要求	
定年引上げにつ	○再任用職員の8割を超える職員がフルタ	○定年の引上げ方について、多様な職種の
いて	イム勤務であるという都の任用状況を踏	定年を一体的に検討する観点や新規採用
	まえた制度の構築が必要	等への影響を考慮しながら、対応を検討
	○定年年齢が段階的に引き上げられる期間	○地方公務員の役職定年の対象範囲及び役
	において、職員数の谷間を作らないよう	職定年年齢は、国家公務員との権衡を考
	継続的な新規採用の確保が必要	慮した上で、都における再任用管理職の
	○役職定年制と任用制度の在り方につい	活用状況なども考慮し、対応を検討
	て、都の実情を労使で確認した上で議論	○都では、独自の職級構成のもと、能力・
	し、一般職員の任用制度についても検討	業績に基づく昇任制度を構築しており、
	する必要	6 5歳定年や役職定年制を踏まえた任用
	○60歳超の職員の賃金水準を7割とする	制度の在り方について引き続き検討
	ことは、同一労働同一賃金の観点や職務	○給与制度について、人事委員会勧告事項
	給の原則に反するものであり、給与水準	と認識しているが、国家公務員の取扱い
	等は人事委員会勧告事項であると言い続	や他団体との均衡、現行再任用職員の給
	ける都側の態度も認められない	与水準等も踏まえつつ、対応を検討
	○定年年齢の引上げが完成するまでの間、	○高齢期における多様な働き方について、
	引き続き存置される再任用職員の賃金水	定年前再任用短時間勤務制の導入に当た
	準についても、抜本的な引き上げを行う	り、国の制度を踏まえつつ、現行の再任
	ことが不可欠であり、さらに、現行の5	用制度の状況や体力等の個人差、職員の
	5歳昇給抑制措置は廃止すべき	事情等も考慮し勤務時間、任用方法、給
	○定年前再任用短時間勤務制については、	与水準、職層等の諸条件を検討
	本人希望をかなえるため導入すべき制度	
	であり、業務の設定には労使交渉により	
	整理し、必要な措置をとることを要求	